一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二三三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X〇六〇六及びX六二八二に適合する直径百二十ミリメートルの光ディスク

2　前項第一号の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　略］

3　第一項の電磁的記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一・二　略］

（禁止行為）

第二百三十五条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四　略］

（事故の確認の申請）

第二百三十八条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第七項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百三十九条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　略］

三　確認を受けようとする事実に関する次に掲げる事項

［イ～ハ　略］

ニ　補塡に係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　［略］

四　［略］

（確認申請書の添付書類）

第二百四十条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第七項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者）

第二百四十四条　法第二百条第三号に規定する登録投資法人の監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一・二　略］

三　当該金融商品取引業者の親会社等（金融商品取引法施行令第十五条の十六第三項に規定する親会社等をいう。）に該当する法人が、次のいずれかに掲げる法人に該当する場合における当該金融商品取引業者

［イ・ロ　略］

［号を加える。］

2　前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

［一・二　同上］

3　第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二三三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

［一・二　同上］

（禁止行為）

第二百三十五条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第八号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

［一～四　同上］

（事故の確認の申請）

第二百三十八条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第三項ただし書の確認を受けようとする者は、同条第五項の規定による申請書及びその添付書類の正本一通並びにこれらの写し一通を、所管金融庁長官等に提出しなければならない。

（確認申請書の記載事項）

第二百三十九条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　補てんに係る顧客の損失が事故に起因するものである理由

ホ　［同上］

四　［同上］

（確認申請書の添付書類）

第二百四十条　法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項に規定する内閣府令で定めるものは、顧客が前条各号に掲げる事項の内容を確認したことを証明する書類その他参考となるべき資料とする。

2　前項の規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十九条第五項の規定による申請書が同条第一項第二号の申込みに係るものである場合には、適用しない。

（監督役員と利害関係を有する金融商品取引業者）

第二百四十四条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ・ロ　同上］